

NPO活動の活性化を 応援します

【問】地域ふれあい課 ☎(28)8954

NPOは、地域にあるさまざまな課題を自主的・自発的に解決しようと、頑張っている。「NPO活動の活性化は市全体の活性化につながる」という考えのもと、市では、NPO活動を支援しています。



市民活動助成金を交付

NPO活動の財政面の課題を少しでも解決するため、助成金を交付します。

- ▼**応募資格**／次のすべてに該当するNPO
 - ▽市民活動支援センターに登録している
 - ▽規約などをもち継続的なNPO活動を市内で行っている、またはこれから行う
 - ▽5人以上で構成されている
 - ▽法令・条例などに違反していない
- ▼**助成内容**／
 - ①スタート支援（設立後2年以内の団体が行う事業）＝100,000円以内（1回限り）
 - ②ステップアップ支援＝対象経費の70%（限度額300,000円、1団体2回まで）

※交付を受けたことがある事業は不可
- ▼**選考方法**／1次＝書類審査、2次＝公開プレゼンテーション
- ▼**申し込み**／5月30日(金)(必着)までに必要書類を持参または郵送(〒491-8501 一宮庁舎地域ふれあい課)
- ▼**その他**／必要書類は市ホームページからダウンロード可

市民活動助成金の 成果報告会・説明会を開催

19年度に市民活動助成金を交付された7団体による成果報告会と、20年度市民活動助成金の説明会を開催します。NPOやボランティアなどに興味や関心がある方や応募を考えている団体は、ぜひご参加ください。

- ▼**日時**／5月13日(火)
成果報告会＝午後1時30分、説明会＝4時
- ▼**会場**／木曾川庁舎3階第1会議室
- ▼**申し込み**／当日直接会場

NPO講座を行う団体を募集

- ▼**応募資格**／次のすべてに該当するNPO
 - ▽非営利で自主的に公益的な活動をしている
 - ▽政治・宗教的活動をしていない
 - ▽法令・条例などに違反していない

※条件を満たす団体の共同応募も可
- ▼**委託期間**／6月(予定)～21年3月(講座は9月以降に開催)
- ▼**業務内容**／NPO活動の中心となる人材の発掘・育成を目的とする講座の企画・運営、開催後の事業報告会
- ▼**委託料**／限度額585,000円
- ▼**選考方法**／書類審査・プレゼンテーション
- ▼**申し込み**／5月30日(金)(必着)までに必要書類を持参または郵送(〒491-8501 一宮庁舎地域ふれあい課)
- ▼**その他**／5月14日(水)の午後2時に一宮庁舎5階第2会議室で事前説明会を開催(申し込み不要)。必要書類は市ホームページからダウンロード可

市民意見提出制度

市民の皆さんから意見を募集し、寄せられた意見を参考にして最終案を決定するとともに、寄せられた意見への市の考え方を公表します。

一宮市民が選ぶ市民活動に対する 支援に関する条例 最終案を公表

【問】地域ふれあい課 ☎(28)8954

意見を募集したところ、46件の意見がありました。最終案は5月8日(木)から市ホームページ、市資料コーナー(一宮・尾西・木曾川庁舎1階)で閲覧できます。なお意見に対する市の考え方も閲覧できます。この最終案を6月議会に提出します。

はつらつ農業塾 塾生を募集

定年退職した方などを対象に、農業従事者を育成する農業塾を開講します。農業の担い手を目指す「担い手育成コース」と、農業の楽しさを知る「生きがい農業コース」があります。

	担い手育成コース	生きがい農業コース
期 間	20年 8月～22年 7月	20年 8月～21年 7月
研修日時	一宮会場＝原則毎週水曜日 稲沢会場＝原則毎週金曜日 午後 1時30分～ 4時（夏季は午前 9時30分～正午） ※研修日以外に、ほ場管理作業あり	一宮会場＝原則第 1・3 水曜日 稲沢会場＝原則第 1・3 金曜日
研修内容	1年目は共同実習、2年目は自己管理	秋冬野菜・春夏野菜を栽培
定 員	各会場10人（面接）	各会場40人（抽選）



- ▼**応募資格**／一宮市・稲沢市に在住・在勤の方
- ▼**研修会場**／JA愛知西本店近辺ほ場（北小湊）
・JA愛知西みどりの里研修センター近辺ほ場（稲沢市一色下方町）のいずれかを選択
- ▼**担い手育成コースの修了要件**／出席状況と実習の成果で判定（修了生には農地をあっせん）

- ▼**料 金**／各年 1万円（教材費・保険料などを含む）
- ▼**申し込み**／5月30日（金）までに電話で、はつらつ農業塾事務局または農業振興課
- ▼**その他**／面接の日時などは後日通知。2人までのグループ申し込み可

【問】 はつらつ農業塾事務局（JA愛知西内） ☎0587(36)7448 一宮市役所農業振興課 ☎(28)9136

5月から顔写真付きの書類で 本人確認を行います

～住民票・戸籍謄抄本など～

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正に伴い、5月から、証明書の交付請求や戸籍・転出入の届け出などの際に、顔写真付きの本人確認書類を提示することが義務付けられます。

何を見せればいいのか？

運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・旅券など、顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない方は、健康保険証・学生証・国民年金手帳などを2種類お持ちください。

何の手続きで必要なの？

- ▽証明書の交付請求＝戸籍謄抄本・住民票の写しなど（証明書に記載されている本人以外が請求する場合は、請求する理由が必要）
- ▽戸籍の届け出＝養子縁組・協議離婚・婚姻

- ・協議離婚・認知など

▽住民異動の届け出＝転出・転入・転居・世帯変更

代理の人に頼む場合はどうすればいいの？

委任状をお持ちください。委任状には、請求する本人が署名・押印の上、委任する手続きの内容を明記してください。ただし次の場合などは委任状は不要です。

▽同じ世帯の方が住民票の写しを交付請求する

▽配偶者・親・子が戸籍謄抄本を交付請求する
どうして厳しく確認するの？

なりすましによる証明書の不正取得や虚偽の届け出を防ぐため、また個人情報保護するためです。ご理解をお願いします。

【問】 市民課 ☎(28)8971